

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 2 0 年度
計画改正年度	令和 5 年度
計 画 主 体	小 坂 町

小坂町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 : 小坂町観光産業課農林班

所 在 地 : 秋田県鹿角郡小坂町小坂字上谷地41-1

電 話 番 号 : 0186-29-3912

F A X 番 号 : 0186-29-5481

メールアドレス : kosaka-lg05@town.kosaka.lg.jp

nourin@town.kosaka.akita.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ、カラス類
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	秋田県小坂町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ツキノワグマ	果樹類（ブドウ）	—

(2) 被害の傾向

本町の野生動物による農業被害は数値としては高いものではないが、ツキノワグマによる事案は、被害者と周辺住民にとっては、出没に対する不安や恐怖などの精神的被害が大きい。特に近年は里山を越え、人口密集地においても被害に遭うことが多くなっており、人的被害が強く懸念される。

また、ここ数年は十和田湖においても目撃情報が相次ぎ、子連れのクマが遊歩道や民宿等の宿泊施設の敷地内に出没するなど不安が増している。

出没地域は小坂町のほぼ全域に及んでおり、特に町の中心部に近い出没箇所には運動公園、小坂高校、企業、樹海ラインなどがあり、町民の散歩コースにもなっていることから危険な状況にある。

時期としては4月頃から10月頃まで出没しており、特に冬眠に備えての飽食期となる8月頃はブドウに被害が及んでいる。

出没の傾向としては毎年決まって出没する場所が多くあるのに加え、新たな被害地が広がってきている。

イノシシ、ニホンジカについては、町内における目撃回数が急増し、範囲も広がっていることから、今後、農作物や林業の被害増加が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

(ツキノワグマ)

指標	現状値 (令和2～4年度)	目標値 (令和7年度)
被害金額	16千円	12千円
被害面積	0.4 ha	0.3 ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none">・ 毎年小坂町鳥獣被害対策実施隊員に有害鳥獣の捕獲、追い払いやパトロールを依頼している。現在は捕獲用箱わな4台が稼働している。・ 被害防止のための情報を町の広報に掲載。また、目撃情報があった地区に対してはチラシや看板による情報提供を実施し注意を促している。	<ul style="list-style-type: none">・ 猟友会員の高齢化及び減少により捕獲の担い手不足が懸念される。・ クマが箱わなに入らず被害防止にならない。
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none">・ 養蜂業者が蜂の巣箱を守るために個人的に電気柵を設置しているが、行政としては設置を行っていない。・ 鳥獣被害防止を図るため導入する電気柵等の購入費の1/3を町が助成。	<ul style="list-style-type: none">・ 防護柵を設置するには地域が広大であり、また、設置費用及び維持管理も財政的に非常に困難である。

(5) 今後の取組方針

ツキノワグマ等の出没(目撃)マップを作成して住民への注意喚起を促すとともに、農作物残しや生ごみ等の適切な処理の啓発等を行うことで、住民の意識の向上を図り、地域ぐるみの活動により鳥獣被害を受けにくい地域作りを推進する。また、自治会代表者、鹿角警察署、秋田県等関係機関との連携を深め、有害鳥獣の捕獲体制の整備に努め、鳥獣の保護と適正な捕獲との調整を図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

平成25年に小坂町鳥獣被害対策実施隊を設置し、以降継続して捕獲等の被害対策を実施している。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5年度	ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ	・小坂町鳥獣被害対策実施隊との連携を強化し、スムーズな捕獲体制を構築する。 ・狩猟免許等取得にかかる費用を助成し、新規狩猟者など担い手の確保を図る。
6年度	ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ	・小坂町鳥獣被害対策実施隊との連携を強化し、スムーズな捕獲体制を構築する。 ・狩猟免許等取得にかかる費用を助成し、新規狩猟者など担い手の確保を図る。
7年度	ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ	・小坂町鳥獣被害対策実施隊との連携を強化し、スムーズな捕獲体制を構築する。 ・狩猟免許等取得にかかる費用を助成し、新規狩猟者など担い手の確保を図る。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

近年、農産物の被害額としては多くはないものの、民家の庭先や学校、企業、遊歩道など人間の生活圏に多く出没し、人的被害が危惧されることから、ツキノワグマに関しては秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第5次ツキノワグマ）に基づき必要最低限の捕獲を実施する。イノシシ、ニホンジカに関しては秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第2次イノシシ、第2次ニホンジカ）に基づき全頭捕獲を実施する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	5年度	6年度	7年度
ツキノワグマ	必要最低限の捕獲		
イノシシ、ニホンジカ	全頭捕獲		

捕獲等の取組内容

被害状況や目撃情報・出没に応じて、小坂町鳥獣被害対策実施隊員により捕獲方法・捕獲場所等を検討し、最も効果が期待できる方法で実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
散弾銃で仕留められない距離での捕獲の際にライフル銃が必要となる。ライフル銃の使用にあたっては、散弾銃と同様、安土（あづち：バックストップともいう）の確認を徹底するとともに、使用者に対し実技訓練等を実施し、安全性を確保する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
小坂町全域	ツキノワグマ（人への被害を防止する目的で実施する有害捕獲に係るものに限る）

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

小坂町鳥獣被害防止対策協議会が設置を希望する方々と協議しながら進めていく。

対象鳥獣	整備内容		
	5年度	6年度	7年度
ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ	なし	同左	同左

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	5年度	6年度	7年度
ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ	なし	同左	同左

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

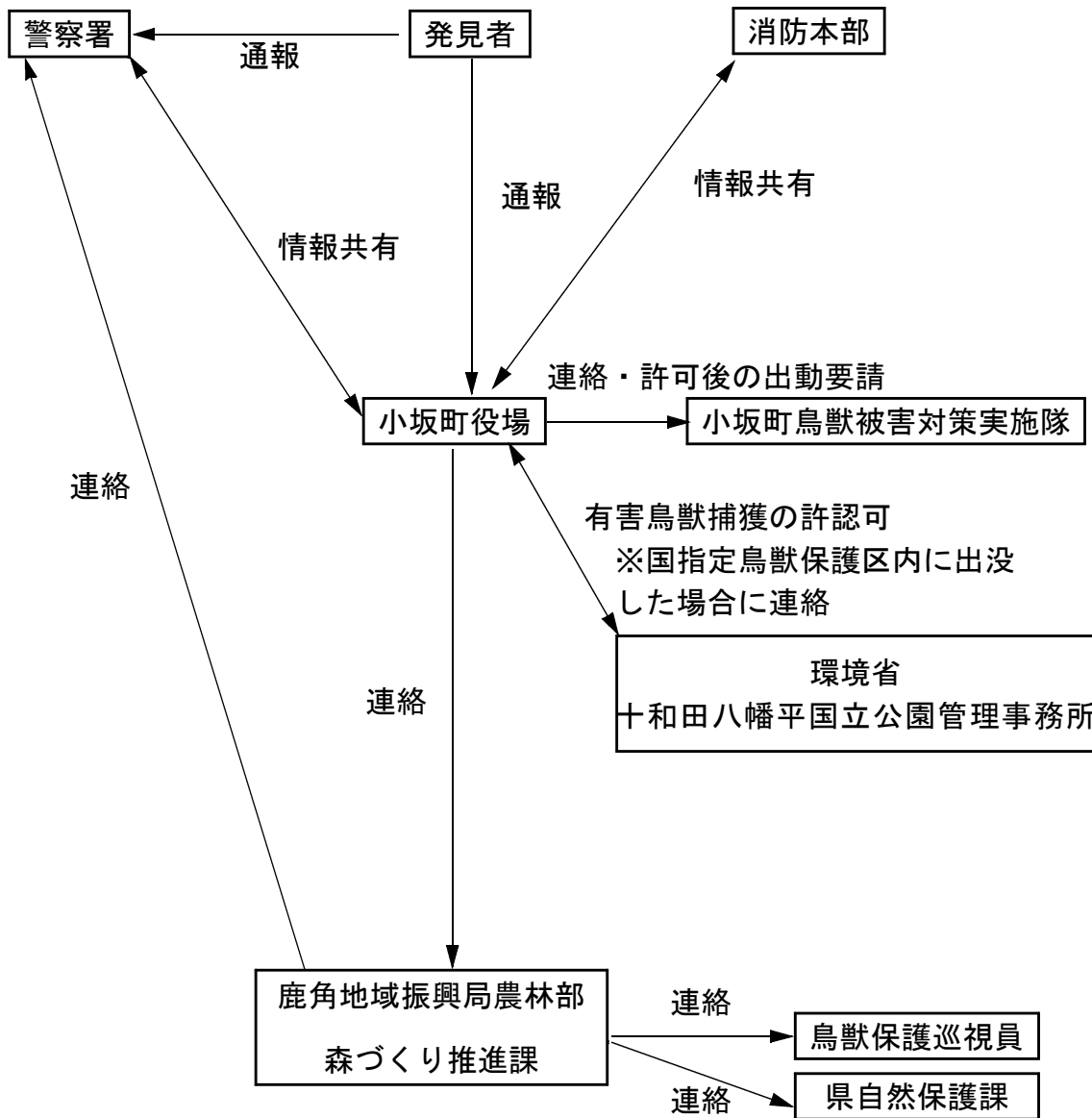
年度	対象鳥獣	取組内容
5年度	ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ	・被害防止のための集落環境づくり、被害防止対策知識の普及と啓発
6年度	ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ	・被害防止のための集落環境づくり、被害防止対策知識の普及と啓発
7年度	ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ	・被害防止のための集落環境づくり、被害防止対策知識の普及と啓発

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称		役割
小 坂 町 役 場	観光産業課	・協議会事務局としての連絡・調整を図り、被害防止・捕獲等の実施主体となる。
	総務課	・危機発生時において役場内の連絡、対応体制を統括する。
	教育委員会	・児童生徒の登下校における被害が想定される場合、関係機関からの情報に基づき、適正な措置を町内小中学校へ指示する。 ・社会教育施設及びスポーツ施設付近において被害が想定される場合、関係機関からの情報に基づき、利用者に危険が及ばないよう適正な措置をとる。
小坂町鳥獣被害対策実施隊		・有害鳥獣捕獲の実施
各自治会		・集落ぐるみの被害防護推進
秋田県鹿角警察署		・被害状況の情報提供、鳥獣捕獲の協力に関すること。
鹿角広域行政組合消防本部		・人身被害等に関する情報提供及び被害者の救命・救助等を行う。
秋田県鹿角地域振興局農林部		・鳥獣の生息状況等に関する情報の提供、適正な捕獲指導に関すること。 ・有害鳥獣捕獲の許認可
秋田県生活環境部自然保護課		・被害防止対策に関する技術的助言 ・市街地等に出没時の現地調査実施
環境省十和田八幡平国立公園管理事務所		・有害鳥獣捕獲の許認可（国指定鳥獣保護区） ・被害防止対策に関する技術助言

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲物の処理は申請の際に明らかにし、山野に放置することなく、適正に処理するものとする。(焼却、埋設、自家消費)

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

衛生基準を満たす処理施設がなく、対象鳥獣の捕獲頭数が少ない現段階では、費用対効果の観点から、食品としての流通・販売等は困難である。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	小坂町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
小坂町	被害防止対策、有害鳥獣捕獲等の実施主体であるとともに、協議会の事務局となり、各組織・施設等との連携・調整を図る。
小坂町猟友会 (鳥獣被害対策実施隊)	銃器等を用いた捕獲活動等に直接関わる立場から、鳥獣捕獲・個体数調査等の従事者として提言・助言を行う。
秋田県鹿角地域振興局農林部	有害鳥獣捕獲許可、被害防止対策に関する、指導・助言を行う。
かづの農業協同組合	農業者の組織団体としての立場から、鳥獣対策への提言・助言を行う。
小坂町農業委員会	農業者の立場から、鳥獣対策への提言・助言を行う。

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
秋田県生活環境部自然保護課	人里等での被害防除対策の実施について、野生鳥獣の生態等に関する専門的立場から指導、助言を行う。

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成25年4月に設置。隊員は観光産業課等の職員及び鹿角地方連合猟友会の会員11名、計12名で構成する
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

計画が現況に適さないと判断されたときは、関係機関と協議し、計画の見直しを行い効果的な被害防止に努める。

重大な人身事故が発生したときは、関係機関と連携し情報共有に努め、速やかに対応する。秋田県ツキノワグマ被害防止連絡会議等設置要綱により、ツキノワグマ被害緊急対策会議が設置されたときはその指示に従う。

小坂町鳥獣被害対策実施隊の人員確保が課題であることから、人材育成及び技術向上に関して引き続き支援を行い、被害防止対策の実施体制の維持・強化に努める。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

出没情報や捕獲等に関して、近隣する市町村との連携を図る。